

記載例

農用地区域からの除外要件

項目	内容
<p>①(必要性、代替性) 当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。</p>	<p>現在、土地所有者が夫婦で農業を行っているが、高齢により営農の維持が難しくなっている。今回、土地所有者の子の結婚を機に、子が今後の農作業や地域の清掃活動等に従事することとなったため、土地所有者の家や農地に近い土地に家が必要となった。土地の規模については、必要面積のみであり、300㎡と適当である。親の土地を譲り受けて住宅を建設するものであり、所有者に他の農用地はあるが、四方を農用地に囲まれているため、適当でない。他に所有者、利用者が所有する土地でその規模にあった適当な土地は無く、周囲の農地への影響が最も少ない土地である。</p>
<p>②(農用地の集団性、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用) 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。</p>	<p>申し出地は西側が宅地に隣接しており、道路から管理機等も入れる。宅地と農地の混在する農地の一角であり、農地を分断し高性能機械による営農や効率的な病虫害防除等に及ぼす支障もなく、高い建築物が設置される計画でないため、日照や通風など隣接農地の農作物への影響もないことから、農業上の効率的な利用に支障が無いと認められる。 また、残地は耕作を続けていく予定で、除外後、耕作に支障は無い。</p>
<p>③(効率的かつ安定的な農業経営を営む者) 農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと</p>	<p>申出地の隣接には効率的かつ安定的な農業経営を営むものに集積している土地はなく、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営を営むものが目指す農業経営及び一団の農用地の集団化に支障を及ぼすことはない。 利用権の設定は無く、今後もその予定は無い。</p>
<p>④(排水路等施設機能) 土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれのないこと。</p>	<p>申出地周辺は畑で、雨水・下水は合併浄化槽で宅内処理後、排水専用水路に流す予定であることから農業用施設等の有する機能に支障を及ぼす恐れはない。</p>
<p>⑤(土地改良事業) 農業基盤整備事業完了後8年を経過していること</p>	<p>県営かんがい排水事業 宮川2工区 工事完了年度 平成24年度 工事完了後8年以上経過</p>